

ふくい里山里海湖活動表彰実施要綱

1 趣 旨

里山里海湖の保全・活用等に関する県民意識の醸成を図ることを目的として、里山里海湖において、他の模範となる優れた取組みを実施している団体、学校、企業等を表彰する。

2 表彰の対象

- (1) 表彰の対象者は、団体、学校、企業等とする。
- (2) 表彰の対象となる活動は、次の各号に掲げるものとする。
 - ① 里山里海湖の保全・再生活動
 - ② 里山里海湖での体験教育活動
 - ③ 里山里海湖の資源の活用に関する活動
 - ④ 里山里海湖の暮らしを伝承する活動

3 表彰基準

- (1) 表彰の基準は、次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。
 - ① 当該年度に里山里海湖に関し先駆的または独創的な活動を行った者
 - ② 当該年度にこれまでの里山里海湖に関する活動を更に強化した者
- (2) 過去に当該表彰を受けている者は原則として対象としない。

4 受賞者の選考

受賞者は、里山里海湖研究所において決定する。

5 表 彰

表彰は、毎年実施し賞状および副賞を贈呈する。

附 則

1. この要綱は、平成27年1月5日から施行する。